

# 武蔵野市消防団詰所整備計画

## (類型別施設整備計画)

令和3年4月

武蔵野市防災安全部防災課

# はじめに

## 1 計画の背景と目的

武蔵野市消防団は、本市の市政施行と同時となる昭和 22 年 11 月に消防団令により、当時の組織である警防団を発展的に解消し、新たに「消防団」として今日に至っております。

本市消防団は発足当時より、市民の生命と財産を守ることを使命とし、地域の防災活動の要となってきました。

その消防団の活動拠点となる消防団詰所は、他の公共施設と同様に施設の老朽化が進んできており、今後、施設の維持・更新に多大な費用が必要となってきます。そのため、いつ起こるかわからない災害に備え、地域の安全確保や防災力の維持・向上のために、地域の防災拠点でもある消防団詰所の適切な維持管理が求められています。

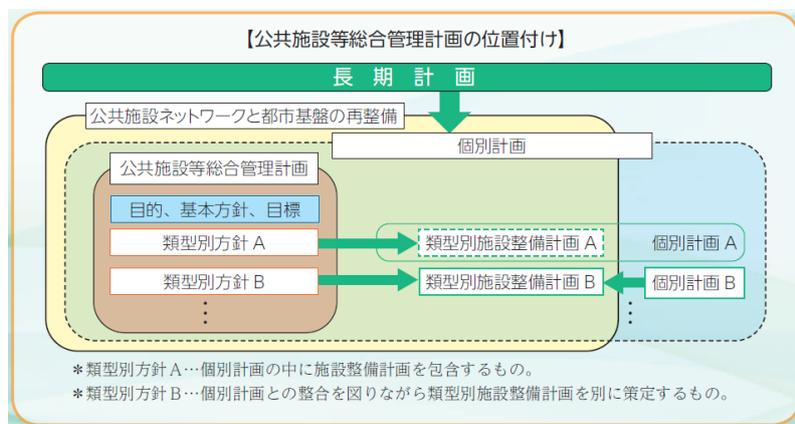
本計画は、市民の生命と財産を守るための重要な消防施設である消防団詰所の個別施設計画として、今後の施設整備のあり方を整理したものです。

なお、武蔵野市公共施設等総合管理計画における、防災・災害対策施設（消防分団詰所 10 施設）の類型別方針は以下のとおりです。

消防分団詰所については、地域防災組織との関係性や本来機能である活動のしやすさや運用上の安全性などを十分に考慮したうえで、学校などの地域施設敷地内への移転の可能性も検討する。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、武蔵野市公共施設等総合管理計画に定められた基本方針や類型別方針等に基づいた計画であり、公共施設等総合管理計画を具体化する計画として位置づけられます。



### 3 計画の対象施設

施設名	所在地
第1分団詰所	吉祥寺南町 5-2-14
第2分団詰所	吉祥寺本町 1-27-2
第3分団詰所	御殿山 1-6-1
第4分団詰所	吉祥寺北町 1-19-1
第5分団詰所	吉祥寺北町 3-5-22
第6分団詰所	西久保 3-16-7
第7分団詰所	関前 3-11-6
第8分団詰所	境 3-17-11
第9分団詰所	桜堤 2-1-21
第10分団詰所	境南町 2-19-13

### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

## 第1章 現状と課題

### 1 対象施設の概要

#### ① 全施設一覧

施設名	建築年月	築年数	構造	階数	延面積	耐震性能
第1分団	昭和52年3月 (昭和51年度)	45	RC造	2	146.01 m <sup>2</sup>	旧基準 (耐震性能有)
第2分団	昭和46年12月 (昭和46年度)	50	RC造	2	64.00 m <sup>2</sup>	旧基準 (耐震性能有)
第3分団	昭和63年11月 (昭和63年度)	33	CB造	1	98.42 m <sup>2</sup> (借地)	新基準
第4分団	令和2年2月 (令和元年度)	2	RC造	3	176.79 m <sup>2</sup>	新基準
第5分団	平成15年3月 (平成14年度)	19	RC造	2	127.81 m <sup>2</sup>	新基準
第6分団	昭和44年3月 (昭和43年度)	53	RC造	2	118.44 m <sup>2</sup> (借地)	旧基準 (補強済)
第7分団	平成20年3月 (平成19年度)	14	RC造	2	118.50 m <sup>2</sup>	新基準
第8分団	昭和53年11月 (昭和53年度)	43	RC造	2	130.11 m <sup>2</sup>	旧基準 (補強済)
第9分団	平成10年3月 (平成9年度)	24	RC造	2	133.00 m <sup>2</sup> (借地)	新基準
第10分団	昭和49年3月 (昭和48年度)	47	RC造	2	126.20 m <sup>2</sup>	旧基準 (耐震性能有)

#### ② 築年数

築年数については、第6分団の53年が最も古い。そのほか、50年以上が1個分団（第2分団）、40年以上が3個分団（第1、第8、第10分団）、30年以上が1個分団（第3分団）、20年以上が1個分団（第9分団）、10年以上が1個分団（第5、第7分団）、10年未満が1個分団（第4分団）となっている。平均築年数は32年となっており、築40年以上が半数を占めている。

### ③ 構造

JR 高架下に位置している第 3 分団詰所が CB（補強コンクリートブロック造）となっている以外は、残り 9 個分団全てが RC 造（鉄筋コンクリート造）である。

耐用年数については、武蔵野市公共施設等総合管理計画に記載がある 60 年であるが、躯体の健全度調査や保全工事を行うことで使用年数の延長を図ることが可能な施設もあると考える。

### ④ 耐震性能について

10 個分団のうち、新耐震基準で建てられているのが 5 個分団（第 3、第 4、第 5、第 7、第 9 分団詰所）あり、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられている 5 個分団（第 1、第 2、第 6、第 8、第 10 分団）全てについて平成 14 年度に耐震診断を実施し、3 個分団（第 1、第 2、第 10 分団）は補強が不要と診断された。

補強工事が必要と判断された 2 個分団（第 6、第 8 分団）については、平成 16 年度に補強工事を実施済みである。

### ⑤ 狭小について

消防団詰所の機能を十分に果たすためには、延べ面積約 120 m<sup>2</sup>程度は必要と考える。現状、それを満たしていない詰所は 2 施設（第 2、第 3 分団）であり、建替えにあたっては、移転又は、敷地の拡充を検討する必要がある。

### ⑥ 借地について

現在、第 3、第 6、第 9 分団の詰所が借地となっている。消防団の安定的な運営のため、必要に応じて移転等についての検討を行う必要がある。

## 2 消防団詰所の役割と機能

### ① 消防団の体制

団長以下本部員 20 名（定数）、市内の各地域にある 10 個の分団にそれぞれ 24 名（定数）の団員が配置され、計 260 名（定数）の体制で活動を行っている。

### ② 役割と機能

消防団詰所は、市民の生命・身体・財産を災害から守るために、災害時の地域の活動拠点としての役割を持ち、各種災害における消防需要等に対応する機能を有している施設である。各分団 1 台のポンプ車を保有し、その他消防ホースやその他災害活動

に必要な資機材を格納している。また、会議室や作業スペースを確保し、災害活動時には、出勤に備えた待機場所、または活動における作戦会議を行う場所として、日常的には、定例会議や機械器具の点検等を行う場所としての役割を果たしている。

### 3 各対象施設の概要

※保全部位の更新は直近のものを記載

## 第1分団



- 所在地 吉祥寺南町 5-2-14
- 築年数 45年
- 保全部位の更新 2階会議室空調設備（平成26年度）
- 施設概要 第1分団は市の最東部の特別区と隣接した区域を担当しており、分団詰所は五日市街道沿いに位置している。市最東部に位置する吉祥寺エリアの重要拠点となっている。
- 今後の方向性 令和8年度に築50年目となることから、躯体の健全度調査を行うとともに、今後も引き続き適切な維持管理を行っていく。

## 第2分団



- 所在地 吉祥寺本町 1-27-2
- 築年数 50年
- 保全部位の更新 空調設備（令和2年度）
- 施設概要 第2分団は市の東部区域を担当しており、分団詰所は吉祥寺図書館の北東部に位置している。担当エリア内の一般住宅に加え、昼間人口の多い吉祥寺駅周辺のエリアを管轄する重要拠点となっている。詰所面積が狭小のため、詰所内でのスペースの確保が課題である。
- 今後の方向性 令和3年度に築50年目となることから、更新時期の検討をするため躯体の健全度調査を行うとともに、今後も引き続き適切な維持管理を行っていく。なお、建物面積が狭小のため、今後の詰所建替時には、移転の可能性や敷地の拡充など幅広く検討していく必要がある。

## 第3分団



- 所在地 御殿山 1-6-1
- 築年数 33年
- 保全部位の更新 1会議室空調設備（平成19年度）
- 施設概要 第3分団は吉祥寺駅を中心に南北の市街地を担当しており、分団詰所はJR中央線の高架下に位置している。なお、現在は借家となっている。高架下という環境から、詰所内でのスペースの確保や騒音に対する課題がある。また、現在の詰所位置が担当区域外にあるため、出勤までに時間を要することも課題である。
- 今後の方向性 延焼危険性が高い地域を含む吉祥寺駅周辺の重要拠点として、現状の詰所については適切な維持管理を行っていく。なお、借家となっていることを踏まえ、担当区域内の適切な場所に移転できるよう候補地の検討を引き続き進めていく。

## 第4分団



- 所在地 吉祥寺北町 1-19-1
- 築年数 2年
- 保全部位の更新 なし
- 施設概要 第4分団は吉祥寺エリアのほぼ中心に位置しており、分団詰所は五日市街道沿いに位置している。令和2年2月に建設し、現在最も新しい消防団詰所である。
- 今後の方向性 吉祥寺中央部に位置する重要拠点として、今後も引き続き、適切な維持管理を行っていく。

## 第5分団



- 所在地 吉祥寺北町 3-5-22
- 築年数 19年
- 保全部位の更新 なし
- 施設概要 第5分団は市のほぼ中心部を担当しており、分団詰所は周辺に中央図書館、消防署、警察署、市民文化会館などの多くの公共施設がある場所に位置している。築後年数が短いため、保全部位の劣化改修は特段行っていない。
- 今後の方向性 市内中央部に位置する重要拠点として、今後も引き続き、適切な維持管理を行っていく。

## 第6分団



- 所在地 西久保 3-16-7
- 築年数 53年
- 保全部位の更新 1階空調設備（令和元年度）
- 施設概要 第6分団は五日市街道を中心に南北にある住宅地を中心としたエリアを担当しており、分団詰所は緑町と西久保の境に位置している。なお、現在は借地となっている。  
当該施設は、令和2年度に目標耐用年数である築60年まで残り8年となり、「更なる延命化」の可能性も含め、適切な更新時期を見定めるために令和2年度に躯体の健全度調査を実施した。調査の結果では、コンクリート圧縮強度試験およびコンクリート中性化深さ試験ともに、局所的に所定の基準を下回った部分があるものの、構造的な問題（ひび割れ・鉄筋の腐食等）は確認されなかった。今後も劣化状況を毎年調査し、進行具合を監視していく。なお、令和3年度に、屋上防水改修工事の実施を予定しており、令和10年が借地の契約更新時期となっている。
- 今後の方向性 躯体の健全度調査の結果や、借地の契約更新時期を勘案して、令和6年度に建替えの検討を進め、令和10年度を目安に更新をする。

## 第7分団



- 所在地 関前3-11-6
- 築年数 14年
- 保全部位の更新 なし
- 施設概要 第7分団は八幡町と関前全域を担当区域としており、分団詰所は関前公園の向かいに位置している。
- 今後の方向性 市内北東部に位置する重要拠点として、今後も引き続き、適切な維持管理を行っていく。

## 第8分団



- 所在地 境3-17-11
- 築年数 43年
- 保全部位の更新 2階会議室空調設備（平成17年度）
- 施設概要 第8分団は武蔵境駅北側の駅周辺の商業施設と住宅地が混在するエリアを担当区域としており、分団詰所は第六中学校の南側に位置している。
- 今後の方向性 令和3年度に屋上の防水改修工事を予定している。また、令和10年度に築50年目となることから、躯体の健全度調査を行う。境エリアに位置する重要拠点として、今後も引き続き、適切な維持管理を行っていく。

## 第9分団



- 所在地 桜堤 2-1-21
- 築年数 24年
- 保全部位の更新 1階空調設備（平成30年度、令和元年度）
- 施設概要 第9分団は武蔵野市の最西部の境および桜堤全域を担当区域としており、詰所はサンヴァリエ桜堤に隣接（UR敷地内）している。なお、現在は借地となっている。
- 今後の方向性 市内最西部に位置する重要拠点として、今後も引き続き、適切な維持管理を行っていく。

## 第10分団



- 所在地 境南町 2-19-13
- 築年数 47年
- 保全部位の更新 2階会議室空調設備（平成23年度）、1階空調設備（平成30年度）
- 施設概要 第10分団は境南町全域を担当区域としており、三鷹市および小金井市と隣接している。詰所は境南町地域中央部に位置している。
- 今後の方向性 令和6年度に築50年目となることから、躯体の健全度調査を行うとともに、境南町に位置する重要拠点として、今後も引き続き、適切な維持管理を行っていく。

## 第2章 対策内容と実施時期

### 1 対策の基本方針

#### ① 量の視点

昭和22年の消防団令の公布による「消防団」の設立当初より、消防団10施設で市内10カ所の担当区域を分担し、活動にあたっている。

地域に根差した消防団活動を行うために、火災等の災害時の地域の防災拠点となっている消防団詰所は、各分団の活動地域の要として配置する必要がある、引き続き担当区域内の適切な場所に設置をしていく必要がある。

#### ② 質の視点

災害発生時に迅速に対応できる施設機能を持つことを前提に、今後は多様化するニーズへの対応や、省エネルギー化の推進等について、詰所改築時に合わせて検討していく。

#### ③ 社会的視点

武蔵野市公共施設等総合管理計画における類型別方針に挙げられている、学校などの地域施設敷地内への移転の可能性について、以下、学校敷地内への移転についての検討内容である。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>●詰所だけの用地確保が必要なくなる。</li><li>●学校と連携した訓練や、校庭を使用して消防団の訓練を行えるため練度がある。</li><li>●分団詰所がすぐ近くにあるため消防団活動に対する理解が深まる。</li><li>●学校と消防団が連携し、より精度の高い訓練ができる</li><li>●消防団活動に対する理解が深まり、児童生徒の防災意識の向上につながる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●ポンプ車の車庫が公道に面していて、24時間365日出動できる態勢を構築しなければいけないため、建物の配置やセキュリティに支障をきたす恐れがある。</li><li>●ポンプ車の走行ルートと通学路が重なるため安全管理を行う必要がある。災害があれば授業中であってもサイレンを鳴らして出動する必要があるため授業に支障が出る可能性がある。</li><li>●災害時に学校が避難所となるため、消防団が本来期待されている活動ができなくなるおそれがある。</li><li>●用途地域の制限がある。</li></ul>

⇒【検討結果】

消防団活動への理解の促進等のメリットも考えられるが、本来機能である活動のしやすさや運用上の安全性などを十分に考慮すると、安全管理や災害時の出動態勢等の必須条件に対してのデメリットの評価が大きいため、学校敷地内への移転はしない方針とする。なお、学校以外の敷地内への移転についても、同様のデメリットがある場合には、基本的には同じ方針とする。

#### ④ 管理運営上の視点

詰所を利用する消防団員によるルーフドレン・排水口の清掃、設備機器の運転・点検などの日常的な点検や、主管課による設備修繕等を継続して実施していく。

## 2 保全に関する基本方針

施設課による定期的な点検・診断などにより、計画的に必要な改修を実施していくとともに、消防団員の安全確保や利便性の向上など、適切なメンテナンスを図っていく。

### 3 実施時期と対策費用

	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	対策内容	対策費用(千円)
第1分団						健全度調査					計画的に保全整備を行い、適切に維持管理する。 また、築50年目の令和8年度に、躯体の健全度調査を行う。	7,503
第2分団	健全度調査										更新時期の検討をするため、築50年目の令和3年度に、躯体の健全度調査を行い、それまでの間、適切に維持管理を行う。	548
第3分団											適切に維持管理を行う。	-
第4分団											計画的に保全整備を行い、適切に維持管理を行う。	1,533
第5分団											計画的に保全整備を行い、適切に維持管理を行う。	10,963
第6分団								築60年			更新時期を見定めるため令和2年度に実施した躯体の健全度調査の結果や、借地の契約更新時期を勘案して令和10年度を目安に更新をする。それまでの間、適切に維持管理を行う。	67,378
第7分団											計画的に保全整備を行い、適切に維持管理を行う。	10,192
第8分団										健全度調査	計画的に保全整備を行い、適切に維持管理する。 また、築50年目の令和10年度に、躯体の健全度調査を行う。	8,908
第9分団											計画的に保全整備を行い、適切に維持管理する。	11,391
第10分団				健全度調査							計画的に保全整備を行い、適切に維持管理する。 また、築50年目の令和6年度に、躯体の健全度調査を行う。	4,317

※ 対策費用は、床面積等から算出した施設ごとの維持改修費用を、40年（60年の耐用年数のうち、最初の10年と最後の10年は維持改修対象期間としない）で除することにより、年当たりの維持改修費用を算出し、これに計画期間における維持改修対象期間（年数）を乗じたものとしている。

※ スケジュールはあくまで予定であり、実際には他の類型別計画との調整等により変更される場合がある。